

(広報資料)

平成25年10月15日

保健福祉局

〔長寿福祉課(251-1106)〕

〔障害保健福祉推進室(222-4161)〕

## 京都市が養成した市民後見人第1号の選任について

京都市では、京都市成年後見支援センター（以下「センター」という。）において、身近な市民が成年後見制度を必要とする方を支える「市民後見人」の養成を行っておりますが、この度、センターが養成した「市民後見人候補者名簿」登録者が、初めて京都家庭裁判所における審判で成年後見人に選任され、「市民後見人」として後見活動を開始することになりましたのでお知らせします。

なお、京都府下で市民後見人が選任されたのは、本件が初めてです。

センターでは、選任後も、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）の協力を得ながら、後見業務に関する相談や助言を行うなど、市民後見人が適切に活動できるよう総合的な支援を行います。

### 1 成年後見人に選任された市民後見人

市内在住の60歳代の女性

### 2 本件の概要

京都市長が京都家庭裁判所に申立て（市長申立）を行い、平成25年10月12日付で審判が確定したものであり、被後見人は、市内在住の70歳代の男性です。

### 3 激励式について

市民後見人の今後の活躍を期待し、以下のとおり激励式を開催します。

- (1) 日 時 平成25年10月17日（木）12：45～
- (2) 場 所 中京区役所4階第2研修室
- (3) 激励者 瀧本章 保健福祉局保健医療・介護担当局長

### 【参考】

#### 1 成年後見制度（法定後見）について

認知症高齢者や知的・精神障害のある方など、判断能力が十分でない方の権利を擁護し支援するため、法的に権限を与えられた後見人等が、本人の意思を尊重しながら、福祉サービスの利用契約や財産管理などを行い、本人の生活を支援する制度です。

法定後見制度は、判断能力の程度に応じて「後見」・「保佐」・「補助」の3つの類型に分かれ、親族等から後見等開始の審判を申し立て、家庭裁判所の職権によって、適任であると思われる援助者が選任されます。

## 2 京都市成年後見支援センターについて

認知症高齢者や知的・精神障害のある方など、判断能力が十分でない方の権利・利益を保護するための成年後見制度を円滑に利用できるよう、平成24年4月に専門機関として「京都市成年後見支援センター」を設置し、同制度に関する相談から利用に至るまでの一貫した支援を行っています。

### (1) 成年後見制度に関する相談

- ・一般相談：電話や来所による相談に、センター職員がお応えします。
- ・専門相談：弁護士・司法書士・社会福祉士による相談（要予約）も定期的に行います。

### (2) 申立支援

家庭裁判所への申立手続について、提出書類やその作成方法等をご説明します。

### (3) 成年後見制度の普及・啓発

成年後見制度の普及・啓発を図るため、シンポジウムや講習会の開催のほか、パンフレットやホームページ(<http://sukoyaka.hitomachi-kyoto.jp/seinen-kouken/>)での情報発信を行います。

### (4) 市民後見人の養成

後見人等の確保を図るとともに成年後見制度の利用促進を図るため、親族以外で後見活動を行う第三者後見人の新たな担い手として、身近な「市民」という立場で後見活動を行う市民後見人の養成講座を開催しています（平成25年度の講座受付は終了しました）。

平成24年度には、93名の応募者の中から選考した23名の方々が講座終了後に市民後見人候補者として登録されました。

### (5) 場所

「ひと・まち交流館 京都」4階 京都市長寿すこやかセンター内  
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1（河原町五条下る東側）

### (6) 連絡先

電話 075-354-8815  
FAX 075-354-8742

### (7) 開所時間

月曜日～土曜日：午前9時～午後9時30分（受付は午後9時まで）

日曜日及び祝日：午前9時～午後5時（受付は午後4時30分まで）

※休所日は、第3火曜日（祝日の場合は翌日）及び年末年始（12月29日～1月4日）